

公安委員会 説明資料 No. 1	香川県留置施設視察委員会の活動状況等について	令和3年6月17日 警務部
---------------------	------------------------	------------------

報告事項

香川県留置施設視察委員会が、令和2年6月1日から令和3年5月31日までの間に実施した活動状況等について報告する。

1 活動状況

(1) 留置施設の視察（12施設中4施設）

- 令和2年7月2日
坂出警察署、琴平警察署
- 令和2年10月14日
高松北警察署、東かがわ警察署
- 令和3年1月 新型コロナウイルス感染症対策のため中止
小豆警察署
- 令和3年3月 新型コロナウイルス感染症対策のため中止
丸亀警察署、高松西警察署

(2) 被留置者との面接

2人の被留置者について面接を実施

2 意見及び措置状況

上記視察等の結果、香川県留置施設視察委員会からは、高松北警察署の寝具収納庫内を、感染症対策のため、被留置者ごとに仕切りをしたかどうかという意見があったので、寝具収納庫内を仕切る工事を行い、令和3年3月11日に工事が完了した。

3 意見等の公表

上記意見及び措置状況については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定により、その概要を県警察のホームページに掲載して公表する。

報告事項

令和2年度の警察費に係る歳入・歳出決算の概要について報告する。

1 令和2年度警察費歳入・歳出決算概要

(1) 歳入決算（特定財源のみ）

ア 予算額

27億7,575万円（対前年度比：2億4,140万円増）

イ 決算額

24億5,993万円（対前年度比：4,740万円増）

ウ 予算額と決算額の差額

3億1,582万円

- 警察債 2億2,600万円
- 警察費国庫補助金 2,422万円
- 警察手数料 2,455万円
- 放置違反金 2,143万円 等

(2) 歳出決算

ア 予算額

258億766万円（対前年度比：9,586万円増）

イ 決算額

249億7,557万円（対前年度比：3億5,491万円減）

ウ 予算額と決算額の差額

8億3,209万円

(ア) 不用額

5億101万円

- 給与費 2億7,523万円
- 一般事務費 2,355万円
- 庁舎管理費 2,035万円
- 警察活動経費 4,349万円 等

(イ) 繰越額

3億3,108万円

- 庁舎等管理費 2,300万円
- 交番・駐在所の整備等事業 4,027万円
- 警察施設改修事業 5,084万円
- 坂出警察署整備事業 1億2,465万円
- 交通安全施設整備事業 9,232万円

2 今後の予定

- ・ 6月に県政策部が決算見込額を報道発表
- ・ 9月県議会定例会に決算書提出
- ・ 10～11月の決算行政評価特別委員会に付託・審議
- ・ 11月県議会定例会で認定

公安委員会 説明資料 No. 3	令和3年5月中の苦情申出の受理・処理状況 について	令和3年6月17日 警務部
---------------------	------------------------------	------------------

報告事項

- 令和3年5月中の苦情申出受理件数 ～ 公安委員会5件、警察4件
- 令和3年中の総受理件数 ～ 公安委員会9件、警察19件

1 月別苦情申出受理件数

区 分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
公安委員会	件数	0	1	2	1	5								9
	前年比	±0	-1	+1	±0	+5								+5
警察	件数	1	3	9	2	4								19
	前年比	-3	-2	+3	-5	±0								-7

2 苦情内容別受理・処理件数

内 容	公安委員会				警 察			
	5月		累計		5月		累計	
	受理	処理	受理	処理	受理	処理	受理	処理
遺失・拾得届							1	1
窓口・電話対応								
各種保護								
職務質問・検問							1	2 (1)
110番対応・臨場			1	1			1	1
各種相談							1	1
少年補導								
被害届等			1					
告訴・告発								1 (1)
捜査(逮捕、取調等)	1		2	1 (1)	3	3	8	16 (11)
交通指導取締り	2	2 (1)	3	2 (1)		1	4	4 (1)
交通事故処理	1		1					
その他	1		1		1	1	3	3 (1)
合 計	5	2 (1)	9	4 (2)	4	5 (0)	19	29 (15)

(注) 処理欄の () 内の数字は、前年受理分で内数

報告事項

令和3年5月26日、「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」(令和3年法律第45号)が公布され、一部は令和3年6月15日から施行されたので報告する。

1 改正の経緯

GPS機器等を利用したストーカー事案等の実情を踏まえた効果的なストーカー行為等の規制等の在り方について、有識者による検討がなされ、令和3年1月、同検討会において、「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する報告書」が取りまとめられた。

当該報告書の内容を踏まえ、規制対象行為の拡大、禁止命令等に係る書類の送達に関する規定の整備等を行うため、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(平成12年法律第81号)の一部改正が行われたものである。

2 改正の概要

(1) 規制対象行為の拡大

ア GPS機器を用いた位置情報の取得行為等 (第2条第3項第1号・2号)

イ 相手方が現に所在する場所の付近における見張り等 (第2条第1項第1号)

ウ 拒まれたにもかかわらず連続して文書を送付する行為 (第2条第1項第5号)

(2) 禁止命令等の方法に係る規定の整備 (第5条第11項から第15項まで)

3 施行日

・ 2(1)イ・ウの規定については、令和3年6月15日から施行された。

・ 2(1)ア・(2)の規定については、令和3年8月26日から施行となる。

公安委員会 説明資料 No. 5	「セーフティ・ナイト部隊」の運用による先制的な交通取締りについて	令和3年6月17日 交通部
---------------------	----------------------------------	------------------

報告事項

白バイを夜間運用する「セーフティ・ナイト部隊」を編制、高い抑止力を発揮した交通取締りを強化して、交通事故の抑止を図る。

1 目的

例年、日没が早まる短日期に多発傾向にある交通事故の抑止を目的として、機動力と抑止力を備えた白バイの夜間運用を先制的に実施して、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故や各種犯罪の抑止を図るもの

2 「セーフティ・ナイト部隊」とは

昭和58年、夏季における交通事故を抑止する「ナイト（夜間）・ナイト（騎士）部隊」として発足、平成元年から現在の名称に変更して運用している。

3 運用要領

(1) 運用期間

令和3年7月～9月

(2) 活動時間

週末を中心に薄暮時から午後9時頃まで

(3) 活動路線等

国道11号、32号等の主要幹線道路、交通事故多発交差点等の交通要所

(4) 主な活動内容

- 白バイ及びパトカーによる複数台走行及び駐留警戒（赤色灯点灯）
- 車載マイク等を活用した歩行者・自転車利用者に対する指導・警告、広報活動

4 運用開始に伴う夜間訓練の実施

(1) 実施日時・場所

令和3年6月23日（水）午後7時から午後8時までの間
高松市郷東町 運転免許センター（技能試験コース）

(2) 参加者

交通機動隊長以下23人（白バイ等約20台）

(3) 訓練内容

薄暮時及び夜間における運転の危険性等を認識させるため、スラローム走行、小道路旋回、回避制動等の夜間訓練を実施する。

(4) その他

訓練終了後は、高松市内の幹線道路における複数台走行、駐留警戒を実施する。